

あゆみ速報

原研労組中執ニュース QST版

原子力平和利用三原則
—公開・民主・自主—を守ろう

日本原子力研究開発機構労働組合

〒319-1106 茨城県那珂郡東海村白方 2-4
Tel. 029 (282) 5413, 5414 Fax. 029 (284) 0568

QST 事務折衝 10/26 (金) 放医研病院の夜勤

10月26日(金)に那珂研において事務折衝を行い、「放医研病院での夜勤」、「六ヶ所事業所での通通勤バス」、「人事異動の運用方法」等について議論を行いましたので、内容等を報告いたします。以下、原研労組：労組、QST：機構で表します。

① 放医研病院での夜勤

機構： 本日は「任期制非常勤職員勤務時間、休憩、休日及び休暇規程」等の改正について説明する。まず、今回の制度施行まで1週間を切っており、労組への説明がこの時期になってしまったことはお詫び申し上げたい。この改正は急ぎで進めたい案件であったためこのような形になってしまったが、今後は改善したい。

機構： 現在、千葉の放医研病院の夜勤は定年制職員と任期制常勤職員のみで対応している。しかし、「夜勤を行う看護職員の一人当たりの月平均夜勤時間数が72時間以下であること」の基準を3か月連続で満たせないと入院基本料が減算となるペナルティがあり、現状では確実にそのようになる見込みであるため、今回の制度改正により状況の改善を図るのが狙いである。

2016年4月より重粒子線治療が保険適用となったことで、治療件数が増えて看護業務も増加している。そのため夜勤の基準を満たせなくなり、2018年8月から1病棟約50床分が閉鎖している。そこで、この状況を改善するために非常勤職員を募集して夜勤に当たってもらうつもりだ。お配りした資料では「夜勤専従」と記載されているが、正確には「夜勤専従」とするか「日勤夜勤どちらもやってもらう」とするかは個別に決めるような形で募集している。

今回は2つの制度が対象となり「任期制非常勤職員勤務時間、休憩、休日及び休暇規程」、「変形労働時間制実施細則」が改正される。(詳細は公開資料参照)

労組： 今回は規則の改正が10月15日で、施行が11月1日となっている。労組に説明する本日の時点で、すでに規則改正がされている状態であるが、機構としてはどのように考えているのか。

機構： 説明が遅くなったことはお詫びする。病棟が閉鎖されていることもあり、急いで改正を進めたい事情あったため、このような状況となった。

労組： 今後は是非、前向きに改善していただきたい。ちなみに夜勤手当はいくらになるのか。

機構： 1回あたり6800円である。まずは、事前に文書で労組が質問してきた内容①～⑦(10月24日提出)についてお答えしたい。

労組：質問① 今回の規程類の改正は 11 月 1 日付で施行を目指しているところですが、事務折衝から施行まで期間は 1 週間未満となっています。労働組合に対しては内容等を早く伝え、積極的に協議することでより良い制度とするべきであると考えます。機構としての考え方について回答願います。

機構： 手続きがタイトだったためで、余裕がなかった。今後は誠意をもって対応したい。

労組：質問② 改正の経緯として、「夜勤を行う看護職員の一人当たりの月平均夜勤時間数が 72 時間以下であること」の条件を満たせないため入院基本料が減算されるとあります。

現状の時間数はどの程度、超過しているのでしょうか。また、入院基本料の減算とはいつから始まり、その影響はどの程度でしょうか？（金額、入院基本料収入における割合、量研機構の業務、職員等の処遇など）

機構： 先ほども説明したが、看護師を雇うのがなかなか難しいため、現在のような状況となっている。

労組：質問③ 「夜勤を実施可能な看護師が減少した」とのことですが、そもそも放医研病院での看護師の処遇は周辺の病院等と比べてどの程度の水準であるのでしょうか。

機構： 現在、勤務している看護師の処遇については、他の病院の事情はそれほど詳しくはないが、周辺の病院について我々が調べた範囲ではそれほど悪い待遇ではない。QST 病院はやや高めの水準と思っている。ラスパイレス指数では千葉大学の付属病院よりも高い。処遇以外では、放医研病院は放射線治療の単科で総合病院ではないため、看護師にとって勤務経験やキャリアとしての魅力が小さく見えるのかもしれない。

労組：質問④ 「夜勤専従の看護師を採用する」とのことですが、その処遇や勤務形態は周辺の病院等と比べてどの程度の水準であるのでしょうか。また、何人程度の採用を見込んでいるのでしょうか。

機構： 今回、募集している非常勤看護師については、周辺病院よりはやや処遇が高い水準であると思う。採用は 3~5 人を見込んでいる。3 人確保できれば 1 病棟約 50 床を開放することができる。

労組：質問⑤ 規程の改正により、「制度上は夜勤専従ではない、元々働いていた非常勤職員も夜勤ができるようになる」と考えてよろしいでしょうか。

機構： 既に勤務している非常勤の看護師については、制度上は夜勤が可能となる。本人に夜勤の希望があれば、個別に契約変更してできるようにする。これは強制ではなく、本人の了解を得てからのことである。

労組：質問⑥ 元々働いていた非常勤職員には、今後、実際に夜勤をしてもらう予定はあるのでしょうか。夜勤をしてもらう場合には、業務内容の変更について十分に説明し、了解は得られているのでしょうか。また、処遇や手当類の変更（向上）も併せて行われるのでしょうか。

機構： 質問⑤と同じである。今すぐに処遇や手当の変更はない。

労組： 質問⑦ 現在は、定年制職員と任期制常勤職員の看護師が夜勤を月平均 72 時間以上している状態で、かなり負担がかかっているように思われます。夜勤専従の非常勤職員を採用する以外に、定年制職員と任期制常勤職員の採用数を増やす努力は何か行っているのでしょうか。

機構： 質問⑦については、努力をしているとしか言いようがない。

労組： 夜勤の勤務形態については D 勤務が連続 15 時間となっているが、他の病院もこのような形であるのか。身内が以前、勤めていた病院では 24 時間連続勤務の場合もあるようなので、夜勤の 15 時間勤務は普通なのかもしれないが。

機構： 病院によって異なるため何とも言えないが、こういう形が多い。

労組： 人員が確保できないと病棟が運営できないとのことだが、処遇や業務内容に魅力がないと人が集まらないのではないのか。常勤・非常勤、任期付き・任期無し、など色々な雇用形態があるが、その影響もあるのではないのか。まず、雇用形態で常勤・非常勤の違いは何か。

機構： 週あたりの勤務日数が異なる。その他は同じである。

労組： 雇用形態で任期付き・任期無しがあるが、処遇は異なるのか。任期付きでは長く働けず、雇用の安定の面で魅力がなく募集しても人が集まらないということはないのか。結局は処遇を良くしないと、人が集まらないのではないのか。医療業界はどこも人手不足なため、わざわざ任期を定めて看護師の雇止めをしたい病院など無いとは思いますが、どのように考えているのか。

労組： 処遇は悪くないというが、どこの病院と比較したのか。国立で運営されている病院同士で比較しても、処遇が低いところ同士で比べているだけということはないのか。また、病院の従業員数は何人であるのか。

機構： 比較は一般の病院も含めている。決して悪くはないと思っている。従業員数については、今すぐはお答えできない。後日で良ければお教えする。

（後日の回答：看護師の人数は、常勤看護師：32 名、非常勤看護師：9 名 10 月 1 日時点）

労組： 雇用形態による、退職金・年金等の違いはあるのか。

機構： 任期付きでは退職金がない。年金は人によって異なり、勤務時間次第となる。

労組： 夜勤専従の看護師の場合、副業を行っても問題ないのか。月当たりの夜勤の回数は少ないので、その他の昼間は別の仕事をするなどだ。

機構： 任期付き、非常勤について、規程には良いともダメとも記載がない。人事所掌案件なので、調べてみないとすぐにはお答えできない。

機構： 看護師は育児休業を取って休んでいる人が多い。今回、3 人採用できれば 1 病棟が開放できるが、人員に余裕がないので、別に退職したり休職したりする人がいれば運営は難しくなる。

労組： 任期付きの人は、任期満了時に希望すれば再契約できるのか。

機構： そうなるはずだが、個別の案件になる。

労組： いずれにしても、医療業界は人の動きが多いので、今までいた非常勤の人で、希望をしない人に無理に夜勤をさせるようなことをすると退職してしまう人もいるかと思われるので、慎重に対応していただきたい。

② 六ヶ所での通退勤バスについて

機構： 六ヶ所の通退勤バスについて、以前から検討はしていたが、機構や労組に投稿をしてきた人には伝わっていなかったようだ。現在、通退勤バスを運用する方向で検討を進めている。利用者の希望調査なども行っており、今回、試行的に冬の期間だけ実施する方向となっている。契約がまだのため、開始は11月頃になると思われる。

労組： 運行場所と期間はどのようになっているのか。また、今後は冬季のみの運行を想定しているのか。

機構： 場所は六ヶ所の職員が住んでいるエリアと職場間となる。実施期間は契約して運用開始する日から2019年3月末日までの予定である。まずは試行の段階なので、3月末までやってみて、その後のことは結果を見てから判断する。現在、六ヶ所事業所での交通事故の件数は年間10件ぐらいである。

労組： 六ヶ所は積雪量が多いというよりは、強風でブリザードのような状態になるのが問題と聞いている。職員はどこに住んでいるのか。また、六ヶ所の従業員数は何人程度なのか。協力会社の人や外国人はバスを利用できるのか。

機構： 住んでいるところはマチマチで六ヶ所村の他、野辺地町、横浜町、三沢市などもいる。協力会社の人にはバスを利用できない。また、外国人についてはQSTが直接雇用している人についてはバスを利用できる。QSTが直接雇用しているかどうかは基準となる。

労組： 事業所の道路をはさんで向かいに原燃さんがあるが、そちらの出退勤バスに相乗りはできないのか。また通勤手当の扱いはどうなるのか。

機構： 原燃さんは交渉をしたが、難しいとのことであった。また改めて交渉したい。出退勤バスは無料で利用できるが、その代わりに利用者には通勤手当が支給されなくなる。

労組： QSTは原子力発電から分野が少し離れてしまったので、原燃さんとは交渉が難しいということもあるのだろうか？

機構： 交通事故件数はH28年度：11件、H29年度：7件である。勤務している従業員数はすぐにはお答えできない。

（後日の回答 六ヶ所研の人員数105名[職員：54名、任期制職員：51名]

10月1日時点、上記人数は機構と直接雇用されている者のみ）

労組： 例えば、東海の核サ研は2000人ほどの従業員が勤務していて、年間の通退勤時の交通事故件数は70～80件程度となっている。

③ 人事異動の運用方法について

労組： 今回の事務折衝の案件ではないが、依願退職の状況についてお伺いしたいことがある。6月頃に人事異動について、納得がいかない形で退職した事例があった。異動の辞令が出たが、家族の事情で遠くにいくわけにはいかず、泣く泣く依願退職したと聞いている。そういった事例があったことについてはお伝えしておきたい。

機構： 人事異動については、放医研と原子力機構の一部が統合したことにより、影響がでている。放医研の人は今まで人事異動で遠隔地に行くことは想定していなかったが、QST発足により状況が変わった。異動は事務系が多いが、職場が硬直化しないように回している。異動については本人の理解が得られるように努力している。またQST全体として人事交流を行い、組織を活性化するためにも行っている。

労組： 人事異動については、強制ではなく、よく本人と話し合いをして納得がいく形で行って欲しい。

以上

QST 事務折衝 9/19(水) 最低賃金改定

9月19日(水)に那珂研において事務折衝を行い、「最低賃金改定に伴う関連規程の改正」、「JT-60SA ヘリウム冷凍機試運転のための変形労働」等について議論を行いましたので、内容等を報告いたします。

① 最低賃金改定に伴う関連規程の改正について

機構： 国の方での最低賃金が上がったことに伴い、関連規定を10月1日付で改正する。(内容の詳細については公開資料を参照してください)

- ・資料1、2 任期付業務補助員 一律で30円引き上げる(870→900円等)
- ・資料3、4 アルバイト 日額を200円引き上げる(6500→6700円)
- ・資料5、6 リサーチアシスタント 日額を200円引き上げる(6600→6800円)

臨時用員、アルバイトについては期末手当も支給されるので、QSTが調査した全国平均を上回ると考えている。

労組： 調査データについては前年のものではないか。規約改正は10月1日付とのことだが、ここまで待たずに4月から改正しても良かったのではないか。

機構： 国の調査の時期についてはよく分からない。都道府県が10月1日改正としている例が多いため、合わせることにした。4月への遡り支給などは考えていない。

労組： 臨時用員については、今回、引き上げの対象となっていないし、以前から据え置かれたままである(日額6100円)。原子力機構(日額6300円)よりも

低く据え置かれている。長年、働いてくれている人達であるし、もう少し配慮しても良いのではないか。勤務時間が6.5時間と少し短いため、一見すると時給が高く思えるが、年収ベースで考えると必ずしも高いとは言えないと思う。また、それぞれの勤務形態の人の人数を教えて欲しい。

機構： 臨時用員については、今回の改正対象に含めていない。今後は業務補助員とリサーチアシスタントの勤務形態がメインとなるように移行していく。また、アルバイトの勤務形態の人は2019年3月末でいなくなる予定だ。各人数については以下の通りである。

業務補助員 151名（単価別 900円105人、1000円21人、1100円19人、1450円6人）、アルバイト12名、臨時用員19名

② JT-60SA ヘリウム冷凍機試運転のための変形労働について

機構： JT-60SAのヘリウム冷凍機は2017年より運転を始めた。本格運転の前に24時間運転を1ヶ月行いたい。期間は10/9（火）～11/8（木）である。

対象はトカマクシステム技術開発部 超電導極低温機器開発部である。職員7人でシフトを組み、2交代の監視業務を行う。夜間は17:30～09:00までの15.5時間勤務で、休憩1.0時間を挟む。翌日は明け休みとなる。

労組： 3交代ではないのか。また、夜間はときおり点検するだけでなく、ずっと起きているのか。また、深夜勤務手当などはどのようになっているのか。

機構： 手当は全て規程通りになる、夜勤1回3千円とその他に深夜の割増手当などだ。また、休憩1.0時間はあるが、基本的にずっと起きている。六ヶ所事業所と同様である。職員1人と請負1人の2名体制の2交代とする予定だ。

労組： 週当たりの勤務時間数はちゃんと管理されているのか。また、本格稼働になった場合も同じく24時間の体制となるのか。

機構： 週あたり37.5時間を超えないように管理する。1人あたりだと最大でも週2回程度になると思う。また本格稼働後も24時間運転になると思うが、それは2020年頃の話で、それまでに勤務形態をどのようにするか考えたいと思う。

③ 六ヶ所事業所の出退勤バスについて

労組： 原研労組に対して「六ヶ所事業所の出退勤バス」についての投稿があった。職員の奥さんから、「寒冷地のために冬場の自家用車での出退勤について交通事故等の不安がある」とのことであった。以前、原燃の出退勤バスに相乗りするとか、独自に手配することを検討したと聞いたが、その検討結果（需要や予算など）を教えてもらえないか。

機構： 総務課にもそれに関連した話が情報共有で来ていた。内容等について確認して検討したい。

以上